

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：富山市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

富山市「須原」集落の棚田、富山市「小羽」集落の棚田、富山市「下伏」集落の棚田、富山市「土」集落の棚田、富山市「根ノ上」集落の棚田、富山市八尾町「小長谷」集落の棚田、富山市八尾町「新杉」集落の棚田、富山市八尾町「樅尾」集落の棚田、富山市八尾町「岩屋」集落の棚田、富山市八尾町「宮腰」集落の棚田、富山市八尾町「外堀」集落の棚田、富山市山田「谷」集落の棚田、富山市山田「若土」集落の棚田、富山市山田「鎌倉」集落の棚田、富山市山田「小谷」集落の棚田、富山市山田「赤目谷」集落の棚田、富山市山田「湯」集落の棚田、富山市山田「中村」集落の棚田、富山市山田「小島」集落の棚田、富山市山田「上中瀬」集落の棚田、富山市山田「中瀬」集落の棚田、富山市山田「白井谷」集落の棚田、富山市山田「沼又」集落の棚田、富山市山田「牧」集落の棚田、富山市山田「清水」集落の棚田、富山市山田「今山田」集落の棚田、富山市山田「宿坊」集落の棚田、富山市山田「沢連」集落の棚田、富山市山田「柳川」集落の棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・ 担い手の確保
 - 令和6年度までに、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田の保全に取り組む農業ボランティアの人数を、現在の延べ10人から延べ15人に増加させる。
 - 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田の保全に取り組む農業ボランティアの人数を、現在の0人から2人に増加させる。
- ・ 鳥獣被害の防止
 - 下伏・土・根ノ上集落の棚田で電気柵を9km設置し、継続して鳥獣被害対策を行う。
 - 鎌倉集落の棚田で電気柵を5km設置し、継続して鳥獣被害対策を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 自然環境の保全・活用
 - 小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で環境保全型の農業（有機農業）を継続して実施する。
 - 小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で開催している農業体験等の自然ふれあいイベントを、現在の年1回から令和6年度までに年2回に増加させる。
- ・ 農産物の供給の促進
 - 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田で生産しているソバの出荷量を現在の2.5トンから3トンに増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和6年度までに、小羽集落にある交流施設の営業日数を現在の月1回から月4回に増加させる。
 - 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田でマコモタケの農作業体験のイベントを、新たに年1回開催する。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和6年度までに、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で酒米を生産し、棚田米を使用した新たな日本酒の開発・製造に取り組み、年間200本(720ml)の製造・出荷を行う。
 - 鎌倉集落の棚田で栽培している、マコモタケの葉の部分を利用したしめ飾りの制作・販売を継続して行う。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・担い手の確保
 - とやま農業・農村サポーターなどの農業ボランティアを活用しながら、担い手の確保を促進する。
 - ・鳥獣被害の防止
 - 下伏・土・根ノ上・鎌倉集落の棚田で電気柵を設置し、継続して鳥獣被害対策に取り組む。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で環境保全型の農業（有機農業）を継続実施し、自然環境の保全を図る。
 - 須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で自然ふれあいイベント（棚田周辺の環境保全のために周辺林地内の穂先タケノコの収穫・調理・試食体験イベントを年1回、周辺林地から伐採した竹から竹炭を作る体験イベントを年1回）に取り組み、豊かな自然環境を活用した関係人口の創出・拡大を図る。
- ・農産物の供給の促進
 - 鎌倉集落の棚田で継続してソバを生産し、出荷量の拡大を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 小羽集落にあるNPO法人が運営する里山食堂を地域のPRの場や農業ボランティアの受け入れ拠点とし、営業日数の増加や農産物直売コーナーの設置に取り組み、関係人口の創出・拡大を図る。
 - 鎌倉集落の棚田で、マコモタケの農作業体験を行うイベントを開催し、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 酒造会社と連携して、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で生産した棚田米を原料とした日本酒の開発・製造に取り組み、棚田米の付加価値の向上を図る。
 - 鎌倉集落の棚田で栽培している、マコモタケの葉の部分を利用したしめ飾りの制作・販売を継続して行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、下記5の指定棚田地域振

興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

富山市棚田地域振興協議会は富山県、富山市、農業者、農業協同組合、地域住民、NPO法人で構成。

指定棚田地域振興活動計画の目標を達成するため、必要事項については協議会参加者全員で協議を行い決定する。

参加者の名称については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項